共同不法行為

条文　民法719条

１意義

複数人で他人に損害を与えた場合，その行為者全員が共同して不法行為の責任を負うというもの。

２加害類型について

　a　加害行為一体型

　b　損害一体型

　c　独立不法行為競合型

　d 加害者不明型

３要件

　・行為者それぞれが[709条](http://ja.wikibooks.org/wiki/%E6%B0%91%E6%B3%95%E7%AC%AC709%E6%9D%A1)の不法行為の成立要件を満たすこと。（[因果関係](http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%9B%B8%E5%BD%93%E5%9B%A0%E6%9E%9C%E9%96%A2%E4%BF%82)の要件を緩和する学説も）

　・行為者の行為に関連共同性が認められること

★関連共同性について

客観的共同説（通説、判例）…客観的にみて一個の共同行為があるとみられればそれで足りる。（共謀のような不法行為者間の主観的な認識は必要ない）

主観的共同説…各自が他人の行為を利用し、他方、自己の行為が他人に利用されるのを認容する意思をもつこと

４効果

　連帯して賠償する義務を負う。

　不真正連帯債務とされている。

★連帯債務について

　債権総則のところの連帯債務では、債務者の一人について生じた免除、混同、時効といった効果が他の債務者に及ぶ（絶対的効力事由）

　不真正連帯債務には絶対的効力事由は認められていない